

ご契約に関する重要事項のご説明 ― 融雪用電力 ―

中国電力株式会社の低圧供給契約へのお申込みにおいて、電気事業法に定める小売電気事業者の説明義務および書面交付義務にもとづき、お客さまと当社との電気需給契約に関する重要事項について、以下のとおりご説明いたします。電気特定小売供給約款（以下「供給約款」という。）、選択約款、災害特措に係る供給条件（自由料金）、電気・ガス料金支援に係る供給条件（以下「料金支援に係る供給条件」という。）、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」という。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」という。）ならびに本書の記載事項を必ずお読みいただき、同意のうえ、ご利用ください。

融雪用電力のメニュー説明については、[こちら](#)をご確認ください。

1. 供給電圧・周波数 低圧 100V / 200V ・ 60Hz
2. 料金のお支払い期日 支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目
3. ご契約のお申込み

お客さまが新たに電気のご契約を希望される場合は、あらかじめ供給約款、選択約款、災害特措に係る供給条件（自由料金）、料金支援に係る供給条件および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として、当社指定の様式によってお申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、インターネット、電話、口頭等によるお申込みを受け付けることがあります。

4. ご契約期間

需給契約が成立した日から料金適用開始の日が属する年度の末日（年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。）

お客さまと当社の双方が、変更または廃止の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。この場合、当社は契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（電子メール送信または当社ホームページへの掲載等。以下同じ。）等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

5. 供給開始予定日

- （1）当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始予定日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。
- （2）あらかじめ定めた供給開始予定日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始予定日を定めて電気を供給します。

6. 使用電力量の算定

料金の算定期間の使用電力量は、当該一般送配電事業者等が計量した、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とします。

ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

7. 立入りや保安等に対するお客さまの協力

当該一般送配電事業者等が、電気を供給するための設備等の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針等のために、お客さまの土地・建物へ立ち入ることがあります。また、引込線や計量器等に異状・故障がある場合には、お客さまから当該一般送配電事業者等へ連絡していただく等、保安等や調査に協力していただきます。

8. 料金の算定期間、支払義務および支払方法

- (1) 料金の算定期間は、原則として、前月検針日から当月検針日の前日までとします。
- (2) お客さまの料金の支払義務は、原則として、検針日（ご契約が消滅した場合は、消滅日）に発生します。
- (3) 料金は毎月、原則として口座振替、クレジットカード払いまたは払い込みにより支払っていただきます。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

9. 料金に係るその他事項

- (1) お支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目）を経過して支払われる場合、その経過日数に応じて年利 10%（1 日あたり約 0.03%）の延滞利息を、原則、お支払いされた直後に支払義務が発生する料金とあわせてご請求させていただきます。

ただし、お支払期日経過後、10 日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息を申し受けません。

- (2) 需給契約の開始または廃止等の場合には、使用日数に応じて日割計算します。

10. ご契約の変更

- (1) お客さまがご契約の変更を希望される場合は、インターネット、電話、口頭等により、当社へお申込みください。ただし、お客さまの電気設備の工事にともない、ご契約が変更となる場合は、電気工事店等を通じて当社へお申込みください。
- (2) 相続等によってご契約名義を変更する場合は、変更後のお客さまが、変更前のお客さまの電気のご使用に関する全ての権利義務を受け継ぎます。

11. ご契約の廃止

お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合や当社以外の小売電気事業者へ供給者を切り替える場合は、あらかじめその廃止期日または切替期日を定めて、インターネット、電話、口頭等で当社へお申込みください。原則として、お申込みいただいた廃止期日または切替期日にご契約は消滅します。

12. ご契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止、または契約電力を減少しようとする場合には、それまでの期間の料金について、契約期間が 1 年未満の場合に適用される供給約款にもとづく臨時電力の料金を準用して計算した金額と、ご契約の料金メニューにもとづき計算した金額との差額の精算を行います。ただし、当該一般送配電事業者等が将

来の需要等を考慮して供給設備を常設する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

(2)(1)の場合で、当該一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

13. ご契約の解約

お客さまが以下に該当する場合等には、当社はご契約を解約することがあります。

- (1) 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
- (2) 料金（既に消滅している他の需給契約を含む）をお支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- (3) 料金以外の債務を支払われない場合
- (4) 当社へ連絡なく移転され電気の使用がないことが明らかな場合
- (5) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (6) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (7) 契約使用期間以外の期間または契約使用時間以外の時間に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
- (8) その他供給約款および選択約款に反した場合

14. 違約金

13.(5)(6)(7)に該当し料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

15. 契約消滅後の債権債務関係

ご契約期間中の料金その他の債権債務は、ご契約の消滅によっては消滅しません。

16. 供給設備に関する費用の負担

- (1) お客さまの希望によって、計量器等の供給設備の位置を変更する場合等、託送約款等に定めるところにより、当社が、当該一般送配電事業者等から、工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、お客さまから、その金額を申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から請求を受けた金額を申し受ける場合は、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

17. 損害賠償の免責

当社の責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

18. お客さま情報の取扱い

- (1) 個人情報については、当社が定める「[個人情報取扱いについて](#)」に則り、適切に取り扱います。

- (2) 料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を当社以外の小売電気事業者等へ提供することがあります。

19. その他

- (1) 本書に記載の電気料金その他の供給条件は、供給約款、選択約款、災害特措に係る供給条件（自由料金）および料金支援に係る供給条件にもとづきます。託送約款等の変更や法令の制定・改廃等により供給約款、選択約款、災害特措に係る供給条件（自由料金）または料金支援に係る供給条件を変更するときには、契約期間満了前であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款、選択約款、災害特措に係る供給条件（自由料金）および料金支援に係る供給条件によります。
- (2) 当社は、供給約款、選択約款、災害特措に係る供給条件（自由料金）またはその他の需給契約の内容を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。また、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない軽微な変更を行う場合、変更前にのみ、変更しようとする事項の概要を、電磁的方法等によりお客さまへお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、変更後のお知らせについては省略することがあります。
- (3) ご契約の内容は、供給約款、選択約款、災害特措に係る供給条件（自由料金）および料金支援に係る供給条件によります。本書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、供給約款、選択約款、災害特措に係る供給条件（自由料金）および料金支援に係る供給条件を当社ホームページ等にてご確認ください。
- (4) 当社が使用する文字は、標準的な文字を使用するため、一部表示ができない場合があります。この場合、当社で類似の文字またはカタカナに置換えさせていただきます。あらかじめご了承ください。

※ 燃料費等調整制度について

当社は、発電に使う燃料費の変動を電気料金へ反映させる燃料費等調整制度を設定しています。燃料費等調整制度は、燃料費調整制度と離島ユニバーサルサービス調整制度で構成されています。

- ・ 燃料費調整制度：石油・LNG・石炭の燃料価格の変動を、電気料金に反映させる制度です。
- ・ 離島ユニバーサルサービス調整制度：離島供給に係る燃料価格の変動を、電気料金に反映させる制度です。

なお、選択約款にもとづく料金メニューには、燃料費調整制度における上限価格の設定はございません（離島ユニバーサルサービス調整制度における上限価格の設定はございます）。詳細につきましては、当社ホームページ(<https://www.energia.co.jp/elec/seido/nencho/>)をご覧ください。

最寄りの取扱店のお問い合わせフリーダイヤルや受付時間等は、当社ホームページ(<https://www.energia.co.jp/office/add-sales.html>)をご覧ください。

また、特定商取引法に基づく表記については、当社ホームページ(<https://www.energia.co.jp/corp/company/tokuteishou/index.html>)をご覧ください。

〔小売電気事業者名〕 中国電力株式会社

〔小売電気事業者登録番号〕 A0273

〔当社ホームページ〕 <https://www.energia.co.jp/>